○外務省告示第二百八十九号

国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号、同年外務省告示第四百十五号、平成二十六年外務省告示第二百七十七号、平成二十八年外務省告示第六十八号、同年外務省告示第四百六十四号及び平成二十九年外務省告示第二百四号により改正が行われている。）に関し、平成二十九年八月五日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千三百七十一号において、同理事会決議第千七百十八号８（ｄ）に定められた資産凍結等の措置の対象となる者を新たに指定したことに基づき、平成二十一年外務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十六日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（件名を含む。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、改正後欄に掲げるものの標記部分に対応する改正前欄に掲げる対象規定全体を改正前欄に掲げるものとする。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件 | 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件 |
| （別表） | （別表） |
| １．団体 | １．団体 |
| ⑴～⑯　［略］ | ⑴～⑯　［同左］ |
| ⑰　フォーリン・トレード・バンク<br>（別称：エフ・ティー・ビー）<br>FOREIGN TRADE BANK<br>(a.k.a. FTB)<br>所在地：北朝鮮平壌特別市中区域中城洞ＦＴＢビルディング | ［号を加える。］ |
| ⑱　コリアン・ナショナル・インシュランス・カンパニー<br>（別称：ケー・エヌ・アイ・シー；コリア・フォーリン・インシュランス・カンパニー）<br>KOREAN NATIONAL INSURANCE COMPANY<br>(a.k.a. KNIC ; Korea Foreign Insurance Company)<br>所在地：北朝鮮平壌特別市中区域 | ［号を加える。］ |
| ⑲　コリョ・クレジット・デベロップメント・バンク<br>（別称：デソン・クレジット・デベロップメント・バンク；コリョ・グローバル・クレジット・バンク；コリョ・グローバル・トラスト・バンク）<br>KORYO CREDIT DEVELOPMENT BANK<br>(a.k.a. Daesong Credit Development Bank ; Koryo Global Credit Bank ; Koryo Global Trust Bank)<br>所在地：北朝鮮平壌特別市 | ［号を加える。］ |
| ⑳　マンスデ・オーバーシーズ・プロジェクト・グループ・オブ・カンパニーズ<br>（別称：マンスデ・アート・スタジオ）<br>MANSUDAE OVERSEAS PROJECT GROUP OF COMPANIES<br>(a.k.a. Mansudae Art Studio)<br>所在地：北朝鮮平壌特別市 | ［号を加える。］ |
| ２．個人 | ２．個人 |
| ⑴～⑮　［略］ | ⑴～⑮　［同左］ |
| ⑯　チャン・ボムス<br>（別名：チャン・ポムス；チャン・ヒョンウ）<br>JANG BOM SU<br>(a.k.a. Jang Pom Su ; Jang Hyon U) | ⑯　チャン・ボムス<br>（別名：チャン・ポムス）<br>JANG BOM SU<br>(a.k.a. Jang Pom Su) |